

【電子申請】死亡等届出書 提出書類及び注意事項

※ 電子申請は国土交通省手続業務一貫処理システム（以下のページ）から行ってください。

<https://e.mlit.go.jp/>

電子申請にはeMLITもしくは**GBIZID**のアカウントが必要になります
eMLITアカウントについては、以下のページのマニュアルをご覧ください

<https://emlit-portal.mlit.go.jp/help/manual/>

GBIZIDについては以下のページをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

GBIZIDに関するお問い合わせは「GBIZIDヘルプデスク」にご連絡ください。詳しくは以下のページをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

・提出窓口

申請フォーム	宅地建物取引業法 宅地建物取引士の死亡等届出【宅建】
申請先(都道府県)	和歌山県
申請先	和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課企画指導班

・チェックリスト

申請の詳細	添付書類及び確認事項
宅地建物取引士証	取引士証の交付を受けている場合は、取引士証を以下のとおり郵送もしくは持参。 郵送：県庁建築住宅課に簡易書留等受け取りが確認できる方法で郵送。 持参：各区域を管轄する振興局建設部又は県庁建築住宅課に持参。
戸籍謄本	死亡の場合のみ 死亡の事実及び削除する宅地建物取引士と届出する相続人の相続関係がわかるもの。
裁判所の破産手続き開始の決定書	破産の場合のみ
裁判所の判決書等	禁固以上の刑または所定の罰金刑に処せられた場合のみ
紛失届 (宅地建物取引士証が探しても見当たらない場合)	遺失物届証明書、届出証明書（警察署で交付）を添付。
委任状	代理人による申請の場合に必要。任意様式。
代理人の本人確認書類	代理人の顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（表面）、行政書士証等）
その他添付書類	宅地建物取引士証返納届（取引士証の交付を受けている場合のみ）

注1 添付書類中、官公庁の証明書類は発行日から3か月以内のもの。

注2 死亡等届出書はその事実の生じた日等から30日以内に届け出てください。